

田中誠二監修

# 金融・商事判例

増刊号

No.719

## 新版会社更生法—実務と理論の問題点—

編集委員 上野久徳・宗田親彦・高木新二郎

安藤一郎	川瀬善政	高木新二郎	藤井俊雄
家近正直	倉沢康一郎	高倉幸雄	藤井正雄
石井眞司	古曳正夫	高柳輝雄	堀内 崇
井関 浩	坂原正夫	竹内康二	堀口 亘
伊藤 真	坂本重俊	竹内俊雄	松田安正
井上治典	桜井孝一	竹下守夫	松本 司
今中利昭	清水 直	谷口安平	三宅省三
上野久徳	霜島甲一	玉城征駒郎	森井英雄
大西良孝	末永 進	田村諱之輔	山内八郎
岡田暢雄	鈴木正和	長野益三	山口和男
加藤保夫	須藤英章	西澤宗英	吉永順作
川口富男	宗田親彦	羽田忠義	米津稜威雄

(五十音順)

経済法令研究会

## 35 手形の譲渡担保

弁護士 竹内 康一

はじめに

民法から動産質、債権質に関する規定を削除し、これらに譲渡担保、所有権留保売買等を併せて、個別的规定

込みから離れて再び立法至上主義に転じるということではない。この分野で最も精緻な作品として評価されるアメリカ統一商事法典第九章が、判例法のなかでのみ存在しそう。

という現状は右の証左の一つである。

ところで、この立法構想はさておいて、我国の判例法の中心に位置する譲渡担保法が、仮りに不統一、予測可能の困難、あるいは信頼性の希薄という批判を受けざるえない点の対応の遅れという現況に照らしてあるとすれば、それは、判例がある程度の制限を伴わない。ただ、債権者においてこの権利を担保の目的にのみ利用すべき債権的（当事者間における拘束を受くるに止まる、(3)債権者が

に主張しうる効力を認めようとする試みがあるが十分ではない、(4)法律行為解釈の原則から、担保権者の権利は原則として担保目的を達するに必要にして充分な範囲にとどまる（流質的効果を否認した、いわゆる弱き譲渡担保あるいは外部的のみの移転）（以上は、我妻栄・担保物権法（旧版）二七頁。この見解は四宮和夫「譲渡担保法要綱解説」[立教法学]一五九頁によれば、Bergmanの構成と呼ばれ、米倉明・譲渡担保の研究四三頁では）、譲渡担保に信託的譲渡説とされる）。

関する更生法唯一の条文は六三条であり、立法者が当時の一般的見解に従ってこれを立案したことは否定しがたい。その発想が、担保権者に何らの制限のない所有権が移転しておる、第三者（この場合、更生債権）との関係で、担保の目的であることを物的に拘束しえないものとすれば、およそ設定者は、被担保債務を弁済してもなお担保の目的であったことを主張しえないので、当該財産を取り戻すことができないという結果に至る。更生法六三条はこの当然の結果の宣言にすぎない（参議院会員更生長伊藤修と説明委員会野木益雄の「取戻せるせん」との質疑応答を参照）。

これまでの先例や学説を形式上も十分に引用して論議し決断をするといふ方針をとらない日本的な事情に多く、判例や学説の積重ねこそが担保のための譲渡なることを第三者的によるものとも思われる。そして、

その主張は許さないというものである。司法全般の意気

更生手続の開始があつたときには、やはり、第三者（設定者の更生債権者や賃財人）との関係において、何ら物権的制限のない所有権を取得しているから、譲渡担保権者にその取戻しを認めるとの結論に至らざるをえない（小川善吉会「公社更生法をめぐる諸問題」判タ三六号一頁、立法担当者である三ヶ月章、位野木益雄の各発言）。

以上が更生法と譲渡担保との原始的接点であった。

# 一 謙渡担保理論の動搖と手形への波及

伝統的な譲渡担保理論は、様々な理由と契機により再考を促されることとなつた。その実質的契機は、「担保の目的」が債権的拘束に止まるため、担保権者の債権者あるいは担保

権者の譲受人との関係で設定者が担保の目的以上に不利益を受ける危険ならびに設定者の債権者あるいは設定者の譲受人との関係で担保権者が担保の目的以上の利益を与える不合理であった。理論的には、「担保の目的」を形式的所有権概念<sup>1)</sup>を用いることと所有権に一般に妥当する法理を用いて問題を決することのおさまりの悪さにあろう。このほか、立法的な契機として周知のとおり国税徴収法二四条の創設がある（なお、国税徴収法の立場は租税徴収法制度調査会の答申が全面的なく担保権の構成であつたのとは異なり少くとも法律上はかかる譲渡担保についてはなお所期前設定の構成に従つていてる（吉國一郎ほか精解三九八頁））。そして、これらによる再考の動きは、総じて譲渡担保をその実質に即して扱うべきだとする立場から出発する種々の試みであり譲渡担保の担保的処理の傾向をあらわすものと評されている（米倉明・前掲書五九頁）。

ればならない。いわば、所有権の価値的分属である。」という新たな視点が提供されるに至り、これをもとに担保的効力を対抗しうる場合のあり得ることが検討されるに至った（「五・新訂担保物権法」六〇七頁）。また、伝統的見解を離れて、(1)「授權理論」あるいは「授權説」（譲渡担保権者に対する権利の譲渡されないもの）、(2)「二段物権変動説」（設定者が譲渡権者へ譲渡され、次いで逆に設定）、(3)「所有権が譲渡され、次いで逆に設定するもの」の許されない授権があることによるもの）が語られるようになつた（米倉・前掲書四一頁以下。袖木馨一「福地後進」）。そればかりか、訴訟法の場面に転じても、担保的構成の主張（兼子一・増補強制執行法六四頁三ヶ月草「譲渡担保と租税」四五頁、民事訴訟法研究二巻一四五頁）がなされに至つた（もともと訴訟法学者の場合の「担保の目的」は、譲渡担保法としての「担保の目的」の法律構成が何であるかは定めかではない）。このような新しい情勢のなかで、更生法と譲渡担保による所有権移転が確定的なものではなく、譲渡担保権者は取戻権を有さず、更生担保権者に準じることの最高裁判第一小法廷判決（昭和四〇年四月二日）によるものである。

○巻四号九〇〇頁)である。これが譲渡担保と更生法の第二の接点でもある。しかも第二の接点では、譲渡担保の法律的構成は、先述した第一の接点でのそれとは異質のものであり、結果は逆であった。しかしながら、その後、昭和四二年の会社更生法改正に際しても、譲渡担保の取扱いは見送られ(宮脇幸彦「時局泰・改正会」、社更生法の解説三八六頁)。昭和五四年の民事執行法制定に際しても、結局、譲渡担保の位置付けは判例・解釈に委ねられた(竹下守夫「はか・民事執行セ・ナ一一二六二頁」)。なお、執行法のもとでの第三者異議の性格につき、三ヶ月・民事執行(法五一五頁)。

前記最高裁判決の原審（大阪高等法院、大正二年五月号七八四頁）も「譲渡担保の目的物がない財産の場合は、問題を生ずることとが少ないのであろう」として手形の譲渡担保を格別にみていた。学者も、前記最高裁判決の評釈を通じて、その後の関心を、一様に手形の譲渡担保に向けている（島十四郎「判例研究」、熊本法学会七号「六三、貞、椿島甲一「会社更生手続における譲渡担保の扱い」、銀行取引判例百選（新版）二二八頁ほか多数）。

## 手形の譲渡担保

満期までの期間が長すぎて割引に適しない場合でもこの方法をとることがある。」（堀内「手形貸付・手形法下貢以」というものであり、銀行は担保手形を被担保債務の弁済期とは無関係に取立の上、その担保手形の手形代り金を一般には別段預金に管理し一定金額に達すること、一定期日に至ることであるいは被担保債務の弁済期にあわせてこれを債務の弁済にあてる。また時には担保手形の入金のつど債務の弁済にあてるとのことである（内堀・前掲一八七頁、河本一郎・約束手形法入門（新版）一四五頁）。他方、契約上の処理は基本契約たる「銀行取引約定書」の効力を受けるものとされるほか、別に、「商業手形担保約定書」を差し入れさせた上で、個別に「担保手形差入書」に「担保手形」を添えて銀行に譲渡することとされている。「商業手形担保約定書」の条項の要点は債務の期限のいかんにかかわらず、ただちに又は随意の時期に弁済に充当できる（商業手形書一）、取立て金を預金として預かった場合の払戻しの禁止（同二）、担保手形の債務者との間で延期等合意を

成しうること（同四）である。以上のはか、国税当局はその豊富な実態調査を基盤として第一の類型として、高利貸等が債務者から担保として手形を徴求する譲渡担保の取引があることを指摘している（吉國ほか・前）。学者にもこのよう二類型の存在を認め、それぞれに異なる法理論を求めるものがある（青山善充「譲渡担保の会社更生法上の取扱い」（金法五）、二〇一号九頁）。

ところで、このような実態による手形の譲渡担保（特に右の第一の）の法律構成にはおよそ次のものがあると思われる。その一はこれまでの多数説とも思われるが、手形割引に該当する（この場合、手形割引というのではなく、形の売買としてとらえられている）というものの（堀内・前掲一）、その二は手形法一九条の公然質入裏書に対する隠れた質入裏書というもの（京六判昭和五六・一六八頁）、その三は手形行為の原因関係に及ぼす影響をめぐる法理を前提として、支払のための手形の譲渡（「支払に代えて」又は「担保のため」）というもの（河本「担保に対する概念」）（保のため）に譲渡された手形（九号一・一頁））といふものがある。

三 更生手続における手形譲渡担保の実務と法律構成

金融·商事判例

手形の譲渡担保を手形割引とみたときに、割引人の債権は、手形法上の懐求権ないしは特約上の買戻請求権であって、その性質は一般には更生債権であるとの考え方(2)更生担保権とした場合には担保手形の取立ならびにこれによる回収が更生法一二三條三項、一二二條によつて禁止されるのではないかという懸念、(3)担保手形上の債務者を更生法一四〇條一二項の「会社とともに債務を負担するもの」とみてこれに対する権利行使の道を残しておこうとする配慮、によるものと思われる。他方、更生担保権説の論拠は(1)債権質が更生担保権とされることとの均衡、(2)商業手形担保手形貸付のあらゆる場合が手形割引とはいえないこと、(3)文字通り手形の譲渡担保であるから更生担保権として取り扱うべきこと、にあるようである(『三ヶ月ほか・前』)。更生担保権説の極端なものは、更生法一二二条の制約のあるところから、債権者はたんに手形債務者に対し供託請求をなしうるに止まり、担保権が供託にかかる金銭の上に存続するという

四試論

企業は最も流動性の高い資金が動入されてその資本金を構成しこれをもって生産設備、原材料ならびに労働力を調達の上、製品もしくは役務を提供して売掛金を得、これがさらに現金へと転換されて最終的に再び流動性の高い配当金として投資家に還元されるという大きなサイクルを描いている。このサイクルの中には同時に製品もしくは役務が個別取引を通じて流動性の最極にある資金を求めて、売掛金から手形金へ、そしてさらに現金へと転換される別の過程が組み込まれている。このような企業活動が常により高度の流動性を有する資金形態をめざして展開されることをここで仮りに「流動性原則」と呼ぶことにすると企業をめぐる担保取引はやはり「流動性原則」から自由であるわけではない。この観点から述べれば担保とは流動性の最も高い資金が債権者から債務者に移転

が債務者から債権者に移され、もしくは債務者から債権者に対する流動性の最も高い資金の逆流がない場合に当該の流動性の一段劣った財産を債権者が何らかの形で処分をなしして、流動性の高い資金を調達するという点に一般的な共通点を見出すべきものといえよう。

流動性のレベルが高いものが低いものよりも経済的に優るのは、そのレベルを上げるために一定の手続と時間を要し、その限りで経済的実価が上回っていることに基づく。この意味で手形の譲渡担保は、銀行からの資金の流出に対応して、その取得自体が取引の目的ではないところの流動性において一段劣位にある商業手形が提供されるもので、債権者の主眼がやはり債務者からの資金の逆流にあるといってよく、典型的な担保取引というほかないものと考えられる。銀行実務家が商業手形担保貸付を実質的に手形割引と解していることはすでに述べたところであるが、しかしその理由づけのなかに手形割引とは目えない事情が明らかに

すなわち「自動車販売業者手持ちの月賦手形や問屋業者が小売商から受けとった手形など多数の少額の手形をいちいち割引の手続をとったのでは、振出人の信用調査や計算記帳などに手数がかかるために」（堀内五頁）あるいは「月賦手形など比較的小額で信用度の不明確な手形は一括して資金化する必要があるとき」（吉岡ほか・前掲書二七九頁）（強調は筆者）。

商業手形担保手形貸付がなされるということは、要するに買入れを立てるに倣しない手形であるからこそ担保手形としての処置をなし、最終的に債務者自身の信用にまかせざるをえないことを意味しており、この理は現象と同一である。また更生法（一四〇条二項による保証人に対する請求と、担保手形による同手形債務者に対する請求はともに一定の給付を請求しうる点においてのみ共通点があるのにすぎず、保証人は保証債務を履行した場合においては更生会社に對して求償をなさざるをえないのに

債務者から手形債務者に對して財物もしくは役務が提供済であり、債務者の固有の財産としての債権(Debt)が債権者に提供されるという点で決定的な差異があり、これを同一に論じるわけにはいかない。さらにまた現実の経理処理を眺めてみても銀行においては商業手形担保手形貸付に伴い受入れをした単名手形につき、手形貸付勘定（昭和五〇・一〇・一五・藏銀二九五五号通達「銀行の業務報告について」の別紙様式される日計表の貸出金勘定のうち貸付金とされる（手形貸付）（証書貸付）（当座貸越）の一部）をもって当該取引を仕訳をし、決して、商業手形勘定（前記通達の貸出金勘定のうち引手形とされる（銀行引受手形）（商業手形）（荷付為替）（手形）の一部）をもって、処理をしているのではない。さらに、銀行は証券取引法二四条一項による報告書において貸出金の担保別内訳を表示するに際して、担保手形を「債権」担保の項目に含め、かつ貸付金についての担保として細分をして報告をしている（期有価証券報告書二二頁）（三和銀行・昭和五九年三月期有価証券報告書一五頁）。依頼人の側からこの担保手形は株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則二四条の二ならびに財務諸表規則四三条により担保に供

した旨を貸借対照表に注記することとされており、譲渡担保手形はこの扱いに服しているのが一般である。またかつて譲渡担保は「担保」という名称を付すことを嫌っていたものが担保である点を率直にとらえて形式上も「担保」として表示をするに至ったことが学者から高い評価を受けたこと（「それが今日では「担保のため」とはつきりするものが多くなつたといふことは非常な進歩だといふべきなりません」（妻柴栄ほか座談会問題）金法二三九号七頁）に照らしても、取引に練達である当事者が「担保手形」との名称を冠して行う取引を担保取引とは別個の手形割引とみなす必要性は乏しい。機械の譲渡担保に関する前掲第一判昭和四一・四・一八以降の学者の対象が正当にもアメリカ統一商事法典第九章に向けられているとおり（三ヶ月「判例評析」法協八四巻五九五頁）、結局手形の譲渡担保も以上の理由から端的に担保権の設定（に倉・前掲判例「動産抵消」U.C.C. Art. 9流辻公え）というのが正しいものと考える。

といつても、担保の流動性には様々な段階があるわけであって、その流動性の程度に応じて当事者の合理

的な期待は保護しなければならないので、具体的な担保物の種類に応じて柔軟な更生担保権の構成が不可欠である。手形の譲渡担保は結局現金に次いで流動性が高いので不動産あるいは機械が担保物である更生担保権とはその扱いを異にするべきである（といっても担保権者の組のなかに手形譲渡担保の組を設けなければならないという趣旨で）。そこで、結論を急げば(1)債権者は担保手形をその満期日に呈示し手形金を取り立てることが可能である。(2)更生担保権者として届出をしなければ更生法二四一条の失権を覚悟しなければならない（の期間届出までに手形代り金の入金があった分については相殺権の担保的機能のアロジーにより、更生担保権に対する弁済充当）。

認める。同旨は石田・前掲二六頁)。届出期間満了後の手形代り金は事實上債権者がこれを運用して実益をあげることが許され、債務者はその利用はできない（一般に Cash Collateral と呼べる回回担保の抜本化、Bankruptcy Code, ）、(4)更生開始決定後一年間の利息・損害金を担保手形の範囲で更生担保権たりとする、(5)更生計画においては更生担保

権の减免が可決されればその拘束権を不服することは当然ではあるが、支払方法の変更に限れば手形代り金をもつ

て更生計画による各回の弁済金にあ  
ることが原則的な方法というべき  
と考える（これは不動産について売却許  
可があり不動産担保権が当該  
担保権者に預け入れられた銀行預金につい  
ての質権に交換されたときに、当該担保権  
者がその預金の取崩分から弁済を受けると  
いう近時の更生計画が一般に定めるところ  
と似た結）（なお前掲東京地判昭和五  
〇年となる）。

六・一一・一六は、更生担保権確定  
訴訟の一例ではなかったものの手形  
の譲渡担保を更生担保権として性質  
決定をした（ただし当事者の手形を担保  
の目的物とする更生担保権の届出が  
あった）極めて注目すべきであるが、  
控訴審において当事者間に和解が整  
つたため上級審の判断に至らなかっ  
た点が学問的には惜しまれる。

以上は主として商業手形担保、手  
形貸付を対象としているが、前述し  
た国税当局の見解にみられるように、  
手形譲渡担保に第二の類型があると  
しても、これにも、これまで述べた  
ことが当然に妥当する。